

一般社団法人 投資信託協会  
会長 白川 真 殿

株式会社ポートフォリア  
代表取締役社長 立田 博司

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1 【委託会社等の概況】

#### (1) 【資本金の額】(平成26年11月末日現在)

資本金の額	120百万円
発行する株式総数	17,000株
発行済株式総数	4,700株
(普通株式)	1,500株)
(種類株式)	3,200株)

直近5年間における資本金の額の増減

平成22年11月25日	資本金5百万円で会社設立
平成24年6月28日	資本金120百万円に増資

#### (2) 【事業の内容及び営業の状況】

##### ①事業の内容

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）として、その運用指図を行います。

##### ②営業の概況

平成26年11月末日現在、当社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

商品分類	本数	純資産額(百万円)
追加型株式投資信託	1本	3,179

(但し、親投資信託を除きます。)

#### (3) 【その他】

##### ①定款の変更

平成26年6月27日付で、定款について次の変更を行いました。

当会社の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

##### ②訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 2 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。  
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度に係る中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。
3. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 26 年 5 月 13 日

株式会社ポートフォリア

取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社ポートフォリアの平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポートフォリアの平成 26 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	178,393	87,721
未収委託者報酬	-	14,329
前払費用	3,743	4,166
未収入金	4	1,064
その他	-	1,978
流動資産合計	182,141	109,260
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	5,175	4,465
器具備品 ※1	315	789
有形固定資産合計	5,490	5,254
無形固定資産		
ソフトウェア	285	227
無形固定資産合計	285	227
投資その他の資産		
長期前払費用	5,816	4,616
差入保証金	2,458	2,458
投資その他の資産合計	8,274	7,074
固定資産合計	14,050	12,556
資産合計	196,192	121,817

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	510	444
未払金	1,571	-
未払費用	1,662	9,246
未払法人税等	782	535
流動負債合計	4,527	10,225
負債合計	4,527	10,225
純資産の部		
株主資本		
資本金	120,000	120,000
資本剰余金		
資本準備金	115,000	115,000
資本剰余金合計	115,000	115,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△43,335	△123,408
利益剰余金合計	△43,335	△123,408
株主資本合計	191,664	111,591
純資産合計	191,664	111,591
負債・純資産合計	196,192	121,817

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	-	27,570
その他営業収益	576	-
営業収益計	576	27,570
営業費用		
支払手数料	-	14,027
広告宣伝費	1,417	1,835
調査費	2,068	5,535
委託計算費	-	11,332
営業雑経費	562	2,892
通信費	269	825
協会費	274	2,031
諸会費	18	36
営業費用計	4,048	35,624
一般管理費		
給料	23,646	48,946
役員報酬	8,800	12,720
給料・手当	14,846	36,226
法定福利費	2,702	6,171
交際費	448	604
旅費交通費	830	2,079
租税公課	1,753	706
不動産賃借料	3,548	6,145
固定資産減価償却費	656	1,189
諸経費	4,945	5,912
一般管理費計	38,532	71,756
営業損失	△42,005	△79,810
営業外収益		
受取利息	28	28
その他	0	-
営業外収益計	28	28
営業外費用		
その他	-	1
営業外費用計	-	1
経常損失	△41,976	△79,783
税引前当期純損失	△41,976	△79,783
法人税、住民税及び事業税	290	290
当期純損失	△42,266	△80,073

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	5,000		—	△1,068	△1,068	3,931	3,931
当期変動額							
新株の発行	115,000	115,000	115,000			230,000	230,000
当期純利益				△42,266	△42,266	△42,266	△42,266
当期変動額合計	115,000	115,000	115,000	△42,266	△42,266	187,733	187,733
当期末残高	120,000	115,000	115,000	△43,335	△43,335	191,664	191,664

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	120,000	115,000	115,000	△43,335	△43,335	191,664	191,664
当期変動額							
当期純利益				△80,073	△80,073	△80,073	△80,073
当期変動額合計				△80,073	△80,073	△80,073	△80,073
当期末残高	120,000	115,000	115,000	△123,408	△123,408	111,591	111,591

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8～15年 器具備品 5～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
2. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(消費税等の会計処理)

当社の消費税等の会計処理は、従来、税込方式によっておりましたが、当事業年度より税抜方式に変更しております。この会計処理の変更は、当社が当事業年度より課税事業者となったことによるものであります。当該会計方針の変更による当事業年度の営業損益、経常損益及び税引前当期純損益への影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 596千円	建物 1,306千円
器具備品 55千円	器具備品 477千円

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	100株	1,400株	—	1,500株
種類株式	—	3,200株	—	3,200株
合計	100株	4,600株	—	4,700株

(変動事由の概要)

株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株主割当増資による新株式発行による増加	普通株式1,400株
第三者割当増資による新株式発行による増加	種類数式3,200株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,500株	—	—	1,500株
種類株式	3,200株	—	—	3,200株
合計	4,700株	—	—	4,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、財務の健全性を第一とする観点から、原則として投資を目的とした有価証券の取得は行いません。ただし、商品性を適正に維持するために、やむを得ない場合に限り、自社で設定した投資信託に投資することができます。なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融商品で運用する方針で、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されおり、当社は継続的なモニタリングを行うことで適切なリスクコントロールに努めております。

(3) 金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的な方法により算定した価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

前事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	178,393	178,393	—
資産計	178,393	178,393	—
(1) 未払金	1,571	1,571	—
(2) 未払費用	1,662	1,662	—
(3) 未払法人税	782	782	—
負債計	4,016	4,016	—

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成25年3月31日現在）
差入保証金	2,458

差入保証金は、市場価額がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	178,393	—	—	—
合計	178,393	—	—	—

当事業年度（平成26年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	87,721	87,721	—
(2) 未収委託者報酬	14,329	14,329	—
資産計	102,050	102,050	—
(1) 未払費用	9,246	9,246	—
(2) 未払法人税	535	535	—
負債計	9,781	9,781	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払費用 (2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
差入保証金	2,458

差入保証金は、市場価額がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度 (平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	87,721	—	—	—
未収委託者報酬	14,329			
合計	102,050	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

前事業年度 (平成25年3月31日現在)		当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払事業税	187	未払事業税	175
一括償却資産	96	一括償却資産	45
繰越欠損金	14,924	繰越欠損金	43,253
繰延税金資産小計	15,207	繰延税金資産小計	43,474
評価性引当額	△15,207	評価性引当額	△43,474
繰延税金資産の純額	—	繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
税引前当期純損失であるため記載しておりません。	税引前当期純損失であるため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。この税率変更による影響はありません。

(セグメント情報等)

前事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 役員及び個人主要株主等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金又は 出資金（千円）	事業内容 又は職業	議決権の所有 （被所有）割合
役員及び個人 主要株主	立田博司	—	—	当社代表取締役	被所有直接100%

関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
増資の引受	増資の引受 （注1）	70,000	—	—

取引条件および取引条件の決定方針

（注1） 当社の行った株主割当（普通株式）を1株につき50,000円で引き受けたものです。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
1株当たり純資産額 21,109円96銭 1株当たり当期純利益金額 △35,538円75銭	1株当たり純資産額 △32,272円38銭 1株当たり当期純利益金額 △53,382円33銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 当期純利益(千円) △42,266 普通株式に係る当期純利益(千円) △42,266 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項ありません 普通株式の期中平均株式数(株) 1,189	1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 当期純利益(千円) △80,073 普通株式に係る当期純利益(千円) △80,073 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項ありません 普通株式の期中平均株式数(株) 1,500

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 26 年 12 月 15 日

株式会社ポートフォリア  
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴 朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社ポートフォリアの平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度の中間会計期間（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ポートフォリアの平成 26 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

\* 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末  
(平成26年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		59,733
未収委託者報酬		19,375
前払費用		1,662
その他		741
流動資産合計		81,512
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	4,159
器具備品	※1	657
有形固定資産合計		4,816
無形固定資産		
ソフトウェア		198
無形固定資産合計		198
投資その他の資産		
長期前払費用		4,016
差入保証金		2,458
投資その他の資産合計		6,474
固定資産合計		11,490
資産合計		93,002

(単位：千円)

当中間会計期間末

(平成 26 年 9 月 30 日現在)

負債の部	
流動負債	
預り金	437
未払費用	11,480
未払法人税等	391
未払消費税等	166
流動負債合計	12,476
負債合計	12,476
純資産の部	
株主資本	
資本金	120,000
資本剰余金	
資本準備金	115,000
資本剰余金合計	115,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△154,474
利益剰余金合計	△154,474
株主資本合計	80,525
純資産合計	80,525
負債・純資産合計	93,002

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成26年 4 月 1 日
		至 平成26年 9 月30日)
営業収益		
委託者報酬		36,037
営業収益計		36,037
営業費用		
支払手数料		17,584
広告宣伝費		196
調査費		2,933
委託計算費		5,954
営業雑経費		2,082
営業費用計		28,750
一般管理費	※1	38,219
営業損失		△30,933
営業外収益	※2	12
経常損失		△30,920
税引前中間純損失		△30,920
法人税、住民税及び事業税		145
中間純損失		△31,065

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	120,000	115,000	115,000	△123,408	△123,408	111,591	111,591
当中間期変動額							
中間純損失				△31,065	△31,065	△31,065	△31,065
当中間期変動額合計	-	-	-	△31,065	△31,065	△31,065	△31,065
当中間期末残高	120,000	115,000	115,000	△154,474	△154,474	80,525	80,525

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8～15年 器具備品 5～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
2. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	1,611千円
器具備品	609千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	437千円
無形固定資産	29千円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	8千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	1,500株	—	—	1,500株
種類株式	3,200株	—	—	3,200株
合計	4,700株	—	—	4,700株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

当中間会計期間末(平成26年9月30日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	59,733	59,733	—
(2) 未収委託者報酬	19,375	19,375	—
資産計	79,108	79,108	—
(1) 未払費用	11,480	11,480	—
(2) 預り金	437	437	—
(3) 未払法人税等	391	391	—
負債計	12,310	12,310	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払費用 (2) 預り金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	当中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)
差入保証金	2,458

差入保証金は、市場価額がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
1株当たり純資産額	△52,982円81銭
1株当たり中間純利益金額	△20,710円44銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため及び1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益(千円)	△31,065
普通株式に係る中間純利益(千円)	△31,065
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項ありません	
普通株式の期中平均株式数(株)	1,500

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

	公開日	平成 26 年 12 月 26 日
	作成基準日	平成 26 年 12 月 15 日
本店所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目 8 番 14 号	
お問い合わせ先	業務部	